別紙２

身体障害者等に対する駐車料金の減免について

１．対象者

身体障害者等で、次の各号の一に該当する者が、自ら車両を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して市営駐車場を使用した場合には、広島市市営駐車場条例（昭和４５年条例第１３号）第３条第７項及び第１０条第７項並びに広島市道路附属物駐車場条例（平成６年広島市条例第２５号）第１２条第７項の規定に基づき、駐車料金を減免する。

(1)　身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の１級又は２級に該当するもの。

(2)　療育手帳の交付を受けている者のうち､同手帳の障害の程度の記載欄にⒶ又はＡと記載されたもの。

(3)　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害等級の記載欄に１級と記載されたもの。

(4)　広島県道路交通法施行細則（昭和３５年広島県公安委員会規則第１５号）第３条の６第１３号に規定する標章を当該車両に掲示しているもの。

２．減免方法

減免は、当該使用者の申し出に基づき行うものとする。駐車料金の減免を受けようとする者は、それぞれ次に掲げるものを係員に提出しなければならない。

１(1)の場合　　身体障害者手帳

１(2)の場合　　療育手帳

１(3)の場合　　精神障害者保健福祉手帳

１(4)の場合　　身体障害者手帳または、療育手帳（色素性乾皮症患者を除く）及び所定の標章

３．減免内容

駐車料金の減免は､駐車開始時刻から引き続き２時間を経過する時間までの部分の駐車料金について行う。ただし、定期料金、１泊料金及び夜間料金については、減免しない。